



大阪市消防局

EUSINIEUS SELIBIET!

- ▶ 船舶上と陸上では規制が異なります。
- ▶コンテナ船などで引火性のある液体などを輸入する場合、消防法上の危険物である旨が表示されていないことがあります。
- ▶ 貯蔵・運搬する際には下記事項に留意してください。

でいると見ばいる



| 荷主さんに確認! | 貯蔵・運搬する際には

- □ 輸入した商品は危険物ですか?
- □ 危険物の品名は何ですか?
- □ 危険物である旨は表示されていますか?
- □ 数量はどのくらいですか?

時間・運搬の注意専項とういて



- 一定数量以上の危険物を貯蔵する場合は、消防署に申請 又は届出を行う必要があります。
- 一定数量以上の危険物を<mark>運搬する場合は、消火器や標識が必要になります。</mark>





知らずに危険物を<mark>貯蔵・運搬</mark>する可能性があります。 ご不明な点があれば、お近くの消防署までご相談ください。

お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

大阪市消防局 予防部 規制課 〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 TEL 06-4393-6252